

日本ろう者太鼓同好会 規約

第1条 【名称】

本会は、日本ろう者太鼓同好会と称する。

第2条 【事務所】

本会の事務所は、事務局長宅に置く。

第3条 【活動基本】（同好会設立の骨子）

- （目的）ろう者太鼓を通して、「ふれあいの場」を作る。
- （団体同士の交流）ろう者の和太鼓団体同士の情報交換と、会員相互の親睦を深める。
- （ろう者と太鼓のPR）ろう者文化を広め、福祉の向上を図る。

第4条 【組織構成】

本会は、ろう者太鼓団体及び会員をもって組織する。
本会に所属している、ろう者、健聴者の数にかかわらず、ろう者を中心とする。
ろう者と太鼓団体の代表は、ろう者とする。

第5条 【代表者会議開催構成】

代表者会議は、各団体より委任選出された者により構成される。
各団体からの同好会構成員は2名までとする。代理参加は可とする。
代表者会議への傍聴参加（オブザーバー）は自由とするが、発言権と議決権はない。

第6条 【代表者会議】

代表者会議は、年2回の定期開催とする。
代表者が必要とする場合は、臨時会議を開催する事が出来る。
開催地は、各団体の持ち回りとし、会議場、宿泊施設は開催地担当団体が手配する。

第7条 【役員構成】

本会は、会長1名、副会長2名、事務局長1名、事務局1名、会計1名の役員を置く。
任期は役員改選の翌年度4月1日から2年とするが再任を妨げない。
欠員が生じた時は、改めて次の代表者会議において選出する。
役員とは別に会計監査若干名を置く。

第8条 【役員の選出】

役員は同好会構成員より選出する。
役員の各職務分担は、代表者会議において決定する。
役員改選は役員の任期が満期になる年度末までに行なう。

第9条 【同好会への入会と退会】

本会の入会は、所定の入会申込書を提出し、代表者会議にて承認を受けなければならない。
入会時には、所定の会費を納めるものとする。
退会については所定の届けを年度末までに提出する。但し退会後の再入会は認める。

第10条 【会員の種別】

本会の会員は団体会員、賛助会員の2種類がある。
団体会員は、代表者がろう者のろう者と太鼓団体を対象とする。
賛助会員は、同好会 OB（過去に同好会会員）の者を対象とする。

賛助会員の権利は以下のとおりである。
代表者会議においては傍聴参加（オブザーバー）とする。
同好会が開催する公演は、スタッフ参加とする。
他、会員の種別の内容は代表者会議において討議し決定とする。

第11条 【財源】

本会の財源は入会費と年会費、同好会公演等の事業収入、寄付金等を充てる。
入会費、年会費の金額は代表者会議において決定とする。

第12条 【同好会公演及び交流会】

同好会公演及び交流会は2年に1回、西暦奇数年に開催する。
開催会場は、東日本と西日本の交代制とし各団体の持ち回りとする。

『付則』

この規約は、平成6年6月19日より執行する。
この規約は、定期開催の代表者会議にて改正できる。
会計決算年度は、執行年月日に関係なく、各年の4月1日より翌年の3月31日とする。
平成7年1月16日 一部改正。
平成14年2月11日 一部改正。
平成17年11月27日 一部改正。
平成26年3月23日 一部改正。